

「金融商品取引法」施行について

平成19年9月30日より「金融商品取引法」が施行され、関連する法令も改正されました。

(銀行法、保険業法、金融商品の販売に関する法律など)

適正な金融商品の販売・勧誘に努めてまいります。

当行は、元本割れ等のリスクがある金融商品(投資信託、個人年金保険、外貨預金、デリバティブ預金等)の販売にあたっては、これらの新しい法令を遵守し、お客さまにこれまで以上にきめ細やかなサービスを提供させていただくために、適正な金融商品の販売・勧誘に努めてまいります。

お客さまにあった商品をご案内いたします。

当行では、「金融商品事前確認書(顧客カード兼適合性ヒアリングシート)」等を使って、お客さまの投資のご経験や知識等を踏まえ、お客さまにあった商品をご案内させていただきます。つきましては、お客さまのご意向、投資のご経験や知識、ご資産やご収入、ご投資の目的等を、より詳細にお聞かせいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。また、お客さまの年齢や投資のご経験などによっては、お客さまのご希望に添えない場合もございますので、あらかじめ、ご了承ください。

お客さまがご理解いただけるよう、より分かりやすい説明に努めます。

お客さまに商品の内容を十分にご理解いただけるように、ご説明にあたっては、お渡しする書類に記載されている商品の仕組みやリスク、手数料などの重要な箇所をお示しするなどの方法により、より分かりやすい説明に努めます。お客さまのご理解を確認させていただくため、これまでより、ご説明やお手続きに時間がかかる場合がございますので、あらかじめ、ご了承ください。